

令和3年度基幹相談支援センター 事業活動報告

基幹相談支援センターは、障害者総合支援法第77条の2に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として位置付けられている。社会福祉法人徳心会に基幹相談支援センター事業を委託し、令和3年度から業務を開始した。

相談者	相談支援事業者	地域生活支援拠点	地域包括支援センター	通所施設	居宅支援事業者	グループホーム			その他	合計
	71	8	7	9	7	1			30	133

- ・相談件数は1年間に受けた相談支援事業、障害福祉サービス事業者からの相談件数。
- ・その他の内訳は、精神保健福祉センター、社会福祉協議会、他自治体基幹相談支援センター等。

相談方法	電話	FAX	メール	来所	訪問	その他	合計
	52	0	5	13	58	6	134

- ・その他の内訳は、担当者会議参加の際に相談を伺った件数。

相談内容	①対応困難	②家族関係	③サービス提供	④短期入所	⑤緊急対応	⑥権利擁護	⑦虐待	⑩その他	延べ件数	相談実数
	31	0	6	7	0	0	0	93	137	130

- ・その他の内訳は、関係機関への挨拶及び情報収集、情報共有、基幹相談支援センターの事業説明等。

相談対応	①助言	②相談継続	③事業所訪問	④支援会議開催	⑤関係機関連携	⑥緊急対応	⑦短期入所	⑨その他	延べ件数	相談実数
	15	14	38	0	70	1	1	40	179	130

- ・その他の内訳は、関係機関からの情報収集、情報共有、ケース引継ぎに関する対応等。